

## 保育事業功労者の知事表彰候補者の推薦基準

### 1 趣 旨

保育所等に永年勤務する職員で特に業績顕著で他の模範となる者を表彰し、その功労を賞揚するとともに保育事業の振興発展を図るものである。

### 2 被表彰者の範囲

次の各号に該当する者とする。

- (1) 県内の保育所（へき地保育所を含む。）及び幼保連携型認定こども園において現に施設長、保育士又は調理員等の職に在職している者
- (2) 保育士又は調理員等（施設長の職にある者を含む。）として、公立施設にあっては概ね23年以上、民間施設にあっては20年以上勤務している者
- (3) 保育事業に対する功績が顕著で他の模範となる者
- (4) 過去において、同様の趣旨により山梨県保育協議会（山梨県保育所連合会）会長の表彰を受けた者

### 3 被表彰者の推薦

- (1) 被表彰候補者の推薦機関は、山梨県保育協議会とする。
- (2) 山梨県保育協議会会長は、2に該当する被表彰候補者があるときは、15名以内を推薦するものとする。

### 4 推薦から除く者

過去において、社会福祉事業功労者として厚生労働大臣または、山梨県知事の表彰を受けた者は、推薦から除くものとする。

### 5 推薦書の提出

3による推薦は、被表彰候補者ごとに作成した推薦書（別紙様式）により行うものとする。

## 附 記

- 1 この基準は、昭和57年1月1日から施行する
- 2 この基準は、昭和61年12月10日一部改正 昭和62年1月1日から適用
- 3 この基準は、平成11年10月27日一部改正 平成11年11月1日から適用
- 4 この基準は、平成13年11月22日一部改正 平成13年11月22日から適用
- 5 この基準は、平成14年10月17日一部改正 平成14年10月17日から適用
- 6 この基準は、平成16年11月9日一部改正 平成16年11月9日から適用
- 7 この基準は、平成20年11月5日一部改正 平成20年11月5日から適用
- 8 この基準は、平成25年11月13日一部改正 平成25年11月13日から適用
- 9 この基準は、平成27年10月16日一部改正 平成27年10月16日から適用
- 10 この基準は、令和元年10月4日から適用する。
- 11 この基準は、令和2年10月12日から適用する。
- 12 この基準は、令和3年10月8日から適用する。
- 13 この基準は、令和4年10月26日から適用する。
- 14 この基準は、令和5年10月24日から適用する。
- 15 この基準は、令和6年10月10日から適用する